

任意継続組合員の皆様へ

## 任意継続掛金振替口座の取扱い変更について

日頃は、当共済組合の業務運営に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、やむを得ない事情により、任意継続掛金の口座振替が可能となる金融機関が**第四北越銀行の本店及び各支店のみ**となります。

任意継続組合員の皆様は、御注意くださいますようお願い申し上げます。

なお、振替口座の変更が必要な方には、案内文書を令和7年1月14日に発送しましたので、御確認ください。

### 注意事項

- 任意継続掛金の口座振替が可能な金融機関が第四北越銀行の本店及び各支店のみとなるのは、令和7年4月25日振替分からとなります。
- 令和7年3月25日までの口座振替については、現在当共済組合に登録されている振替口座により行います。
- 他の金融機関による口座振替や振込依頼書により任意継続掛金を払い込むことはできませんので御了承ください。

**皆様の御理解と御協力をお願いします。**



新潟県市町村職員共済組合 保険課 担当：郷  
〒950-8551  
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館内  
TEL：025-285-5412